

平成二十七年五月臨時会

平成 27 年 第 2 回

菊陽町議会 5 月臨時会会議録

平成 27 年 5 月 12 日

菊陽町議会会議録

熊本県菊陽町議会

第2回菊陽町議会5月臨時会会議録

平成27年5月12日（火）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成27年第2回菊陽町議会5月臨時会)

平成27年5月12日

午前10時開議

於 議 場

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長選挙について

追加日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期決定の件について

日程第3 諸般の報告

日程第4 副議長選挙について

日程第5 議席の指定について

日程第6 常任委員会委員の選任について

日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

日程第8 議会運営委員会委員の選任について

日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員選挙について

日程第10 菊池環境保全組合議会議員選挙について

日程第11 菊池広域連合議会議員選挙について

日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

日程第13 菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置及び委員の選任について

日程第14 町長提出議案承認第1号から承認第6号までを一括議題

日程第15 町長の提案理由の説明

日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定）

日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定）

日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定）

日程第22 同意第1号 菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。

1番	大久保	輝	君	2番	阪本	俊浩	君
3番	西本	友春	君	4番	那須	真理子	君
5番	佐々木	理美子	君	6番	中岡	敏博	君
7番	吉本	孝寿	君	8番	吉山	哲也	君
9番	北山	正樹	君	10番	坂本	秀則	君
11番	石原	武義	君	12番	岩下	和高	君
13番	大塚	昇	君	14番	川俣	鐵也	君
15番	上田	茂政	君	16番	小林	久美子	君
17番	甲斐	榮治	君	18番	渡邊	裕之	君

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	堀	行徳	君
書記	山川	真喜子	君
書記	増永	純一	君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	後藤	三雄	君	副町長	井手	義隆	君
教育長	赤峰	洋次	君	教育次長	桐	陽介	君
総務部長	吉野	邦宏	君	福祉生活部長	實取	初雄	君
産業建設部長兼 商工振興課長	松本	洋昭	君	会計管理者兼 会計課長	山崎	謙三	君
総務部審議員兼 総務課長	吉川	義則	君	総合政策課長	阪本	浩徳	君
財政課長	東	桂一郎	君	税務課長	阪本	章三	君
人権教育・啓発課長	高木	定伸	君	総務部審議員兼 東部町民センター所長	平野	葉子	君
福祉課長	西本	一浩	君	福祉生活部審議員兼 子育て支援課長	宮本	義雄	君
福祉生活部審議員兼 健康・保険課長	佐藤	清孝	君	介護保険課長	市原	憲吾	君
町民課長	酒井	章彦	君	西部支所長	服部	誠也	君
産業建設部審議員兼 農政課長	志垣	敏夫	君	建設課長	小野	秀幸	君
都市計画課長	大山	陽祐	君	産業建設部審議員兼 環境生活課長兼 下水道課長	今村	敬士	君
総務課長補佐兼 総務法制係長	中島	秀樹	君	図書館長	矢野	信哉	君
学務課長	士野	公典	君	生涯学習課長兼 中央公民館長	古賀	直之	君
農業委員会事務局長	川上	一弘	君				

○議会事務局長（堀 行徳君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの御当選、誠におめでとうございませう。心からお喜びを申し上げます。

本日は当選後最初の議会です。初対面の方もおられるかと思ひますので、町長から順次自己紹介をお願いしたいと思ひます。

自席からで結構です。まず初めに、後藤町長お願いいたします。

○町長（後藤三雄君） 改めまして、おはようございませう。

議員各位におかれましては、このたびの御当選、誠におめでとうございませう。また後ほどお祝いの言葉は述べさせていただきますが、どうかよろしくお祈り申し上げます。

○議会事務局長（堀 行徳君） 続きまして、井手副町長お願いいたします。

○副町長（井手義隆君） おはようございませう。

副町長の井手義隆と申します。よろしくお祈りいたします。

○議会事務局長（堀 行徳君） 続きまして、赤峰教育長お願いいたします。

○教育長（赤峰洋次君） 議員の皆様方、御当選おめでとうございませう。教育長の赤峰です。お世話になります。

○議会事務局長（堀 行徳君） どうもありがとうございました。

それでは、これから議会構成を行いますので、執行部におかれましては退席されて結構です。

なお、高木課長と東課長は事務局のお手伝いをお願いいたします。

議会構成が終わりましたら、庁内放送でお知らせをいたしますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時1分

再開 午前10時2分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議会事務局長（堀 行徳君） それでは、再開します。

本日が一般選挙後最初の議会ですので、議長の選挙が行われる間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。したがって、出席議員中、甲斐榮治議員が年長の議員ですので、御紹介します。

甲斐榮治議員、議長席をお願いします。

○臨時議長（甲斐榮治君） おはようございませう。

ただいま御紹介いただきました甲斐です。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお祈りします。

○臨時議長（甲斐榮治君） ただいまから平成27年第2回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、議席に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（甲斐榮治君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時5分

再開 午前10時12分

~~~~~ ○ ~~~~~

○臨時議長（甲斐榮治君） では、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（甲斐榮治君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、どのような方法で行いますか。

どうぞ。坂本議員。

○11番（坂本秀則君） 投票をお願いします。

○臨時議長（甲斐榮治君） 投票という声がありましたが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。したがって、選挙は投票により行います。

準備をしますので、しばらくお待ちください。

ただいまから投票により議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（甲斐榮治君） それでは、本日はちょうどエアコンの過渡期になっておりまして、冷房がつかない状態で大変暑いございます。ですから、クールビズも始まっておりますので、これ以降は背広を、上着をとって行いたいと思いますので、とられない方はそれで結構ですけれども、上着をとられて結構です。

いいですか。ちょっと待ちます。

それでは、ただいまの出席議員数は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に佐々木理美子君、中岡敏博君を指名しま

す。

ただいまから投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に議長候補1人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

投票用紙を配付してください。

[投票用紙配付]

○臨時議長（甲斐榮治君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」の声あり]

○臨時議長（甲斐榮治君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○臨時議長（甲斐榮治君） 異状なしと認めます。

それでは、投票用紙に議長候補1人の氏名を記載願います。

お済みでしょうか。

ただいまから投票を行います。

事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

[議会事務局長点呼、投票]

○臨時議長（甲斐榮治君） それでは、これより開票を行います。

佐々木理美子君及び中岡敏博君、開票の立ち会いをお願いします。

[開 票]

○臨時議長（甲斐榮治君） では、選挙の結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（堀 行徳君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票のうち

渡邊 裕之議員 10票

大塚 昇議員 7票

小林久美子議員 1票

以上のとおりです。

○臨時議長（甲斐榮治君） 以上のとおり、公職選挙法第95条第1項の規定により、この選挙の法定得票数は5票です。したがって、渡邊裕之君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（甲斐榮治君） ただいま議長に当選されました渡邊裕之君が議場におられますので、

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

議長当選承諾並びに挨拶をお願いします。

渡邊裕之議員、登壇をお願いします。

○10番（渡邊裕之君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま行われました議長選挙におきまして御推挙を賜りました渡邊裕之でございます。

まずもって、この4年間この議会を引っ張っていただき、ただいま一緒に戦った大塚議長に心から敬意と感謝を申し上げます。

この4年間、一緒に議運の委員としてさまざまな問題に取り組み、そして一緒にいろんなことに取り組んできた仲間であり、先輩であります。その先輩の胸をかりるような形で今回挑ませていただきました。大塚議長がやり残したこととして取り組まれること、これは私も十分承知をしております。それら議会内のことを進めながら、そしてまた皆様には7日の日に申し上げましたとおり、政策の実現と行政サービスの遂行、このことを4年間しっかり取り組んで、その全ての果実が町民のもとに届くようにしっかり取り組んでまいります。

まだまだ47歳の若輩者でございますが、諸先輩方の御指導をいただきながら4年間しっかり努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。お世話になります。ありがとうございました。

○臨時議長（甲斐榮治君） 以上をもちまして臨時議長としての職務を全部終了することができました。皆様の御協力、ありがとうございました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時30分

再開 午前10時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

議席に配付のとおり議事日程を追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程は議席に配付のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

現在、議席の指定をしておりませんので、大久保輝君及び阪本俊浩君をお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第2 会期決定の件について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 追加日程第3 諸般の報告

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に出席を求めた説明員の職氏名は、議席に配付のとおりです。

しばらく休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前10時38分

再開 午前11時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第4 副議長の選挙について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第4、副議長の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法は、どのような方法で行いますか。

坂本議員。

○11番（坂本秀則君） 投票をお願いします。

○議長（渡邊裕之君） ただいま投票という意見がありました。したがって、選挙は投票により行います。

準備をしますので、しばらくお待ちください。

ただいまから投票により副議長選挙を行います。

議場の出入り口を閉めてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（渡邊裕之君） ただいまの出席議員は18名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に吉本孝寿君及び吉山哲也君を指名いたします。

ただいまから投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（渡邊裕之君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。投票用紙に副議長候補 1名の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票箱を点検します。

お願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（渡邊裕之君） よろしいですかね。異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、投票用紙に副議長候補 1名の氏名を記載願います。

それでは、事務局長が氏名を読み上げますので、順次投票願います。

〔議会事務局長点呼、投票〕

○議長（渡邊裕之君） 投票漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。

吉本孝寿君及び吉山哲也君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（渡邊裕之君） それでは、投票の結果を事務局長に報告させます。

○議会事務局長（堀 行徳君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

うち有効投票数 17票

無効投票数 1票

有効投票数のうち

甲斐 榮治議員 10票

岩下 和高議員 7票

以上のとおりです。

○議長（渡邊裕之君） この選挙の法定得票数は、公職選挙法第95条第1項の規定により5票です。したがって、甲斐榮治君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（渡邊裕之君） ただいま副議長に当選されました甲斐榮治君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選を告知します。

副議長当選承諾並びに挨拶をお願いいたします。

甲斐榮治議員、登壇をお願いします。

○13番（甲斐榮治君） 皆さんこんにちは。

ただいま副議長にお選びいただきました甲斐榮治でございます。

先ほど、申し上げましたとおり、議会基本条例をきちんと守り、魂を入れ、さらには執行部に対しては一步離れて二歩離れず、自主独立の議会、しかし問題によっては、政治は妥協でありますので、可能な限り歩み寄って決していくと。それから、広報委員会については、私たちの活動をより広く、よりよく町民の皆さんにお知らせをする手段としてますます前進させていくというふうなことをお誓い申し上げたとおりでございます。

最後に、議長をしっかり補佐して、そして議会が町民の皆さんから本当に理解をしていただくように努めたいというふうに思います。大任ですけれども、一生懸命やりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第5 議席の指定について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第5、議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項により議長において指定したいと思います。

議席の番号は、議長席から見て前列右から左へ、2列目も前列のとおり番号をつけたいと思います。

なお、副議長17番、議長18番席としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、副議長17番、議長18番と決定しました。

それでは、ただいまから議席について事務局長より発表させます。

事務局長。

○議会事務局長（堀 行徳君） それでは、議席番号と氏名を発表いたします。

議席番号1番大久保輝議員、議席番号2番阪本俊浩議員、議席番号3番西本友春議員、議席番号4番那須眞理子議員、議席番号5番佐々木理美子議員、議席番号6番中岡敏博議員、議席番号7番吉本孝寿議員、議席番号8番吉山哲也議員、議席番号9番北山正樹議員、議席番号10番坂本秀則議員、議席番号11番石原武義議員、議席番号12番岩下和高議員、議席番号13番大塚昇議員、議席番号14番川俣鐵也議員、議席番号15番上田茂政議員、議席番号16番小林久美子議員、議席番号17番甲斐榮治副議長、議席番号18番渡邊裕之議長。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議席を決定いたしました。

なお、ただいまから机上の氏名標を一部取り替えますので、よろしくお願いいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時18分

再開 午後0時1分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

人事で少し遅れまして申し訳ございません。お昼になりましたので、お昼休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） では、これから昼食休憩といたします。

午後は13時から行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後0時2分

再開 午後1時0分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第6 常任委員会委員の選任について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（渡邊裕之君） お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に予定しております追加日程第7、議長の常任委員会委員辞任の件については、議長である私は地方自治法第107条の規定に該当し、除斥の対象になりますので、議長席を副議長と交代いたします。

〔議長交代〕

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第7 議長の常任委員会委員の辞任について

○副議長（甲斐榮治君） それでは、議長を交代しまして、追加日程第7、議長の常任委員会委員の辞任についてを議題とします。

渡邊裕之君の退場を求めます。

〔18番 渡邊裕之君 退席〕

○副議長（甲斐榮治君） 議長から、議会運営上公正を期するため、産業建設常任委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（甲斐榮治君） 異議なしと認めます。したがって、議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

渡邊裕之君の退場を解きます。

〔18番 渡邊裕之君 入場〕

○副議長（甲斐榮治君） では、渡邊裕之議長に告知します。

ただいま常任委員の辞任を許可することに決定しましたので、お知らせします。

それでは、議長を交代します。

〔議長交代〕

○議長（渡邊裕之君） これより委員会条例第8条第2項により、各常任委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いいたします。

なお、念のため申し上げます。委員長が選任されるまでの間は、委員会条例により年長の委員が進行役をしてください。委員長が決まりましたら、副委員長を決める際は委員長が進行役をしてください。

以上、よろしくをお願いいたします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時5分

再開 午後1時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、報告いたします。

総務常任委員長に坂本秀則君、副委員長に中岡敏博君、文教厚生常任委員長に石原武義君、副委員長に吉本孝寿君、産業建設常任委員長に北山正樹君、副委員長に佐々木理美子君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第8 議会運営委員会委員の選任について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（渡邊裕之君） お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議席に配付しました名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員は議席に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより委員会条例第8条第2項により、議会運営委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。決定しましたら議長まで報告をお願いします。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時26分

再開 午後1時36分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

議会運営委員長に岩下和高君、副委員長に坂本秀則君がそれぞれ選任されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第9 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第9、大津菊陽水道企業団議会議員の選挙についてを議題といたします。

つきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名推選をいたします。

大久保輝君、佐々木理美子君、吉本孝寿君、川俣鐵也君、以上4名を指名推選いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、大津菊陽水道企業団議会議員にただいま指名推選しましたそれぞれの方を決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第10 菊池環境保全組合議会議員の選挙について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第10、菊池環境保全組合議会議員の選挙についてを議題とします。

つきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名推選をします。

西本友春君、坂本秀則君、以上2名を指名推選します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、菊池環境保全組合議会議員にただいま指名推選しましたそれぞれの方を決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第11 菊池広域連合議会議員の選挙について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第11、菊池広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

つきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名推選いたします。

私、渡邊裕之、甲斐榮治君、阪本俊浩君、那須眞理子君、以上4名を指名推選します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。よって、菊池広域連合議会議員にただいま指名推選しましたそれぞれの方に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第12 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第12、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、議席に配付しましたとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることを決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第13 菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第13、菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。

菊陽町議会広報編集調査に要するため、6人の委員をもって構成する菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることにしたいと

思います。期間は、議会広報編集調査が終了するまでです。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員会の設置については、6人の委員で構成する特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ただいまから名簿を配付します。

〔名簿配付〕

○議長（渡邊裕之君） ただいま設置されました菊陽町議会広報編集に関する調査研究特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、ただいま配付しました名簿のとおり6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集に関する調査研究特別委員会委員にただいま指名推選しましたそれぞれの方に決定し、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

議会広報編集に関する調査研究特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、報告します。

委員長に甲斐榮治君、副委員長に中岡敏博君がそれぞれ選任されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後1時42分

再開 午後1時54分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第14 町長提出議案承認第1号から承認第6号までを一括議題

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第14、町長提出議案承認第1号から承認第6号までの6件について一括審議いたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 追加日程第15 町長の提案理由の説明

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第15、議案審議に入ります前に、改選後最初の議会でありますので、町長の御挨拶並びにただいま議題としました議案に対する提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、提案理由の御説明を申し上げる前に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

皆様におかれましては、去る4月26日に執行されました菊陽町議会議員一般選挙におきましてめでたく御当選の栄誉を得られ、誠にありがとうございます。心からお祝い申し上げます。

さて、菊陽町の住民基本台帳人口は4月6日に4万人を突破いたしました。国勢調査をベースといたします熊本県の推計人口は、本年4月1日現在、4万646人となっています。昭和30年の原水村、津田村、白水村の3村合併から本年で60周年になりますが、合併当時の人口1万2,115人から2万8,531人増加しており、当時の人口の約3.3倍となっています。このことは、長年にわたり町民の皆様のまちづくりに対する御理解と御協力のもと、議会と執行部が互いの立場を尊重し、それぞれの時代の基本構想に定める将来像の実現に取り組んできたことが今日の発展につながっているものと確信いたします。

このような中、本日ここに菊陽町議会議員となられました皆様をお迎えしての初議会を開会する運びとなり、先ほど議会構成も決定し、新しい町議会の執行体制ができ上がったわけであります。町民の皆様とともに心からお喜び申し上げますとともに、菊陽町のさらなる発展のために今後の議員各位の御活躍を御期待するものでございます。

行政の立場にある執行部も4月1日より新体制となりました。町の将来像、「人・緑 未来輝く生活都市 きくよう」の実現を目指して、厳しい財政状況の中、皆様とともに全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

ところで、平成27年度の行財政施策につきましては、本年3月に開会されました平成27年第1回定例議会におきまして施政方針及び平成27年度の当初予算案等について御説明を申し上げ、原案可決いただきましたので、現在その執行段階に入っているところでございます。このたび新たに当選されました5名の議員の皆様に対しましては、第5期菊陽町総合計画、平成27年度当初予算書並びに施政方針の書類をせんだって配付させていただいたところであります。ぜひ御覧いただきたいと存じます。

それでは、本日の議会に提案しております議案について提案理由を申し上げます。

提案いたします議案は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）と条例改正5件で、承認第1号から承認第6号まででございます。この6件につきまして、3月の議会後、急を要する案件として、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日及び4月24日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、議案の内容について御説明を申し上げます。

承認第1号は、平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億3,618万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を142億7,021万7,000円と定めました。歳入では、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などが確定しましたので調整し、歳出では、必要のあるもののみ増減しました。

歳入の主なものは、地方交付税を2億2,167万9,000円、財産収入を1億9,406万3,000円増額し、繰入金を2億5,005万円減額しております。

歳出の主なものは、総務費を2億7万9,000円増額し、民生費を2,065万5,000円、衛生費を7,557万4,000円減額し、調整のため予備費を3,952万5,000円増額しております。

承認第2号は、菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、平成27年度における組織の改編により、これまで福祉生活部に属していた環境生活課を産業建設部に再編するものであります。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するもので、主な改正点は、評価替えに伴う現行の土地に係る固定資産税の特例の継続、環境負荷の少ない軽自動車税の税率軽減の特例措置、二輪車等に係る軽自動車税の税率引き上げ時期の延長及び紙巻たばこ三級品に係る町たばこ税率の改正などであります。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、課税限度額及び保険税の減額の基準についての改正であります。

承認第5号は、菊陽町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、菊陽町光の森町民センターの子育て支援センター内で子どもの一時預かり、託児事業であります、を実施するに当たり、利用者から利用料を徴収するものであります。

承認第6号は、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

内容は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、菊陽町介護保険条例の第1号被保険者の保険料を改正するものであります。

以上、6議案について要旨のみ説明いたしました。詳細につきましては議案審議の際に御説明いたしますので、慎重に御審議いただきまして御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡邊裕之君） 町長の挨拶並びに提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第16 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第16、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（東 桂一郎君） 皆さんこんにちは。

承認第1号専決処分の承認を求めることについてを御説明申し上げます。

承認第1号の専決処分の承認を求めることについては、平成26年度菊陽町一般会計補正予算

(第6号)についてであります。3月の定例会以降に確定しました地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、繰入金、町債などの歳入及び緊急を要する歳出などについて調整し、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては、主なものについて御説明申し上げ、詳細は御質問に応じ担当課長等がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2枚めくっていただき、1ページをお開きください。平成26年度菊陽町一般会計補正予算(第6号)は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1億3,618万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を142億7,021万7,000円と決めました。第2条では繰越明許費の追加及び変更を第2表で、第3条では債務負担行為の変更を第3表で、第4条では地方債の変更を第4表でそれぞれ定めています。

2ページをお開きください。2ページからは第1表歳入歳出予算補正ですが、内容は9ページ以降の補正予算に関する説明書の中で説明いたします。

6ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正の1の追加で、款の2総務費、項の1総務管理費の無停電電源装置・非常用発電機修繕事業を307万8,000円、款の3民生費、項の2児童福祉費の子育て支援のためのプレミアム付商品券助成事業を661万9,000円、款の7商工費、項の1商工費の原水工業団地ガス供給施設整備事業を1,750万円、款の10教育費、項の5社会教育費の図書館ホールワイヤレス装置購入事業を208万3,000円追加しました。

次に、2の変更は、款の7商工費、項の1商工費のプレミアム商品券発行事業の金額3,000万円を3,195万4,000円に増額するものです。

7ページを御覧ください。第3表の債務負担行為補正の1、変更で、定住促進事業について限度額の減額をするものです。

8ページをお開きください。第4表の地方債補正の1、変更で、記載の事業3件について限度額の減額をするものです。合計しますと、16億9,160万円から780万円を減額し、平成26年度の地方債の限度額を16億8,380万円といたしました。

10ページをお開きください。補正予算に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書で、まず1、総括の歳入ですが、3月の補正後において確定した歳入などについて補正しました。主なものでは、款の12地方交付税を2億2,167万9,000円増額、款の18財産収入を1億9,406万3,000円増額、款の20繰入金を2億5,005万円減額、款の22諸収入を4,967万6,000円減額しております。以上、合計で1億3,618万7,000円を増額し、歳入総額を142億7,021万7,000円といたしました。

下の11ページの歳出を御覧ください。主なものでは、款の2総務費を2億7万9,000円増額、款の3民生費を2,065万5,000円減額、款の4衛生費を7,557万4,000円減額、最後に歳入歳出予算調整のため、款の14予備費を3,952万5,000円増額しています。以上、合計で1億3,618万7,000円を増額し、歳出総額を142億7,021万7,000円といたしました。

なお、財源の内訳は記載のとおりであります。

12ページをお開きください。これからは款項目節ごとの説明になりますが、主なものについて説明いたします。

まず、2の歳入ですが、款の1町税、項の1町民税、目の2法人は565万7,000円増額、項の4町たばこ税、目の1町たばこ税は350万2,000円減額しています。

次に、款の2地方譲与税から16ページの款の13交通安全対策特別交付金などの各種交付金は、確定額に合わせて増減しております。

このうち、15ページをお開きください、下段の款の12地方交付税は、特別交付税を2億2,167万9,000円増額しました。これにより特別交付税の合計は2億5,167万9,000円となり、普通交付税と合わせた地方交付税の総額は8億3,040万1,000円となりました。

17ページをお開きください。中段の款の16国庫支出金は、18ページにかけて項の1国庫負担金、項の2国庫補助金、項の3国庫委託金をそれぞれ記載のとおり増減しております。

18ページをお開きください。下段の款の17県支出金は、20ページにかけて項の1県負担金、項の2県補助金、項の3県委託金をそれぞれ記載のとおり増減しておりますが、このうち19ページを御覧いただき、項の2県補助金、目の2民生費県補助金、節区分の3児童福祉費補助金、説明欄の一番下で子育て支援のためのプレミアム付商品券助成事業補助金661万6,000円を計上しております。

21ページをお開きください。中段の款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1の不動産売払収入は、原水工業団地土地売払金などを増額しております。

下段の款の20繰入金、項の2基金繰入金は、目の1の財政調整基金繰入金から、22ページをお開きいただき、目の10のスポーツ・文化振興基金繰入金までをそれぞれ減額し、補正額の計といたしましては2億5,005万円の減額で、基金繰入金の合計は1億円となります。

下段の款の22諸収入、項の5雑入、目の4雑入、節区分の2臨時診療所診療収入は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しております。

23ページを御覧ください。款の23町債は、記載のとおり減額をしております。

以上で歳入を終わり、歳出に移ります。24ページをお開きください。歳出は、補正額が0円の箇所が多々ございますが、これは財源の入替えのみを行ったものでございますので、説明は省略させていただきます。また、37ページには給与費明細書をつけております。

それでは、増減額の大きいものを中心に説明いたします。

款の2総務費、項の1総務管理費、目の8財政調整基金等費は、減債基金積立金を2億円増額しております。これは、原水工業団地土地売払金の増額分を財源とし、次年度以降の原水工業団地分の公債費償還財源とするため積み立てるものでございます。

26ページをお開きください。下段の款の3民生費、項の2児童福祉費、目の1児童福祉総務費で、27ページにかけて子育て支援のためのプレミアム付商品券助成事業として事務費と補助

金で合計661万9,000円を計上しております。この事業は県の補助事業でございまして、子育て世帯の生活支援を図るため、就学前の子どもがいる世帯に対してプレミアム付商品券の購入助成を行うものでございます。

次に、目の2児童措置費で、児童手当を実績額により2,217万5,000円を減額しております。

28ページをお開きください。款の4衛生費、項の1保健衛生費は、説明欄にありますような各種の予防接種や健診委託料をそれぞれ減額しております。

また、目の5臨時診療所費は、新型インフルエンザの蔓延期における発熱外来のための診療所を設置する必要がありませんでしたので、4,277万円全額を減額しております。

30ページをお開きください。款の6農林水産業費については、実績に応じ減額をしております。

次に、31ページを御覧ください。款の7商工費、項の1商工費、目の1商工振興費は、節区分13の委託料から節区分19の負担金、補助及び交付金に組み替えを行っております。これは、プレミアム商品券発行事業につきまして、商工会の委託事業から町や商工会等による実行委員会の補助事業に変更となったため、195万4,000円増額し、組み替えるものでございます。

32ページをお開きください。款の8土木費については、実績に応じ調整しております。

最後に、36ページをお開きください。款の14の予備費は、歳入歳出予算調整のため3,952万5,000円増額し、予備費の計を1億1,638万8,000円といたしました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

小林久美子議員。

○16番（小林久美子君） 承認第1号の今説明がありましたプレミアム商品券の、一つは31ページの歳出の商工費の中で商品券の発行事業補助金として実行委員会、町や商工などの実行委員会をつくってやるということでしたけれども、そのやり方というか、運営の方法についてどういう形でされるのか質問いたします。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設部長兼商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） それでは、菊陽町プレミアム商品券等について説明をさせていただきたいと思っております。

今、財政課長の方から説明がありましたとおり、当初は町の商工会へ委託して進める予定でございましたが、その後、調整と打ち合わせ、協議等を進めまして、まず実行委員会において、商工振興課の方で主催しながら、町の商工会、また金融機関、それから菊陽町の実行委員会等を作成しまして、こちらの実行委員会へ負担、補助をするという形で補助を出して、その中で実行委員会が進めてまいるといふような状況でございます。

大まかな流れでございますけれども、まだ実行委員会自体が立ち上げが、予定としまして明日

立ち上げを考えております。そういう中で協議を進めながら、どのような商品券にするのか、ポスターにするのかとかいろいろなものを、販売部分であったりとかというのを協議してまいります。そして、大きな流れとしまして、実行委員会の中で大体7月ぐらいいまでに方向性を全て出しまして、商品券の作成、それからポスターの作成まで終えまして、8月ぐらいいから販売というふうな状況に持っていければというふうと考えておまして、その後、年内、12月、これは経済の緊急対策ということでございますので、緊急を要しますので、余り長くということではなくて12月いっぱいには終わってしまいたいというふうな状況で進めてまいるというふうな状況でございます、今後の詰めにつきましては今後の作業の中で詰めていくというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） 小林久美子君。

○16番（小林久美子君） それでは、幾らにするとか、どういう手順でやっていくとかということ、まだほとんど決まなくて今からということでしょうか。

○議長（渡邊裕之君） 産業建設部長兼商工振興課長。

○産業建設部長兼商工振興課長（松本洋昭君） 今現在、案的に持っておりますのは、今、菊陽町の世帯数でございますが、年度末世帯数で3月31日現在で菊陽町が1万5,790世帯でございます。これに対応して補助金等が約3,000万円という部分が国からの補助が出ますもんですから、その辺から事務費等を引いていきますと、約1万6,000世帯に対して2枚程度ということで、2,300部の5,000円での販売で、プレミアムを1,000円乗つけるということで6,000円の部分の券を発券しまして、1,000円がプレミアムで5,000円で実際は買っていただくというふうな部分で進めてまいればということで提案してまいりたいというふうな状況で考えております。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

坂本秀則君。

○10番（坂本秀則君） ページ27ページの民生費で節区分の19負担金、補助及び交付金の中の子育て支援のためのプレミアム付商品券助成事業補助金について、もう少し具体的な説明をお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今、ページ27ページですね、民生費、児童福祉費の目の児童福祉総務費の中の子育て支援のためのプレミアム付商品券助成事業補助金、交付金についてのお尋ねですので、説明します。

この事業は、就学前の子ども、いわゆる小学校に入る前の子どもさんを対象に、就学前の子どもさんがいる子育て世帯に対してできるだけ割り引いて販売ができるように、子育て世帯を経済的に支援し、少子化対策を図るという制度であります。

先ほど、具体的に、一例で産業建設部長の方からプレミアム商品券の例があったと思います。5,000円の負担で額面が6,000円の商品券が買えますよと。ですから、プレミアムが

1,000円です、一般世帯は。子育て世帯、就学前の子どもがいる世帯につきましては1セットで2,000円割引くということですから、プレミアムが1,000円と2,000円の割引ということになりますので、3,000円の負担で6,000円の商品券の分が購入できるということであります。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ありませんか。

吉山哲也君。

○8番（吉山哲也君） 補正予算の7ページ、債務負担行為の補正ですけど、これ定住促進事業の100万円の限度額の変更があつておりますが、その理由について教えていただけますか。

○議長（渡邊裕之君） 都市計画課長。

○都市計画課長（大山陽祐君） お答えいたします。

定住促進事業につきましては、定住期間がおおむね3年ということを見ておりますので、例えば途中で転出されたりとかしますと本来の目的が達成できないということで、一定の要件に該当する方につきましては半額を補助すると。残りについては債務負担行為で対応するというところでの補正でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第17 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第17、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

総務部審議員兼総務課長、説明を求めます。

○総務部審議員兼総務課長（吉川義則君） 皆様こんにちは。

それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたしたいと思えます。

承認第2号は、菊陽町部設置条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

内容は、平成27年度における組織の再編により、これまで福祉生活部に属していた環境生活課を産業建設部に再編することに伴い、菊陽町部設置条例の一部を改正する必要性が生じました。ただし、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

具体的には、参考資料の新旧対照表で御説明したいと思います。新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

新旧対照表の中で、第2条中の福祉生活部、8号で環境に関する事項及び9号、公害に関する事項を削り、10号、戸籍及び住民基本台帳に関する事項、11号、国民年金に関する事項、12号、その他窓口事務に関する事項を、8号、戸籍及び住民基本台帳に関する事項、9号、国民年金に関する事項、10号、その他窓口事務に関する事項に、同じく第2条中の産業建設部、12号、企業誘致に関する事項を、12号、企業誘致に関する事項の次に13号、環境に関する事項、14号、公害に関する事項に改めるものです。

参考資料の1ページ前に戻っていただきたいと思います。附則です。一番下の方の附則です。この条例は平成27年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第18 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第18、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町

税条例等の一部を改正する条例の制定) についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長(阪本章三君) 皆様こんにちは。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第3号は、菊陽町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会に報告し、承認を求めるものです。

経過を申しますと、地方税法等の一部を改正する法律が去る3月31日に公布されました。これに伴い、菊陽町税条例等の一部を改正するものです。

主な内容は、評価替えに伴う現行の土地に係る固定資産税の特例の継続、環境負荷の少ない軽自動車税の税率軽減の特例措置、二輪車等に係る軽自動車税の税率引き上げ時期の延長及び紙巻きたばこ三級品に係る町たばこ税率の改正などであります。

内容につきまして、2枚めくっていただきますと改正条文がございます。さらに、17枚めくっていただきますと、参考資料の49ページから成ります新旧対照表があります。これまでは新旧対照表で改正の内容を説明した後に施行期日等を別に説明しておりましたけれども、改正の内容が分かりやすいように、今回は改正の内容と施行期日をあわせて説明させていただきたいと思っております。

また、本日配付しております条例改正資料、1枚物のものがあるかと思っておりますけれども、後ほど説明させていただきますので御用意願います。

また、改正には関係法律等の条項の追加等に伴う改正などもありますので、主なものについて説明いたします。

新旧対照表を見ていただきたいと思います。

なお、施行期日については新旧対照表には記載がありませんので、説明のみとなります。新旧対照表は、左側が現行で右側が改正案になります。

新旧対照表の1ページを御覧ください。第2条の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、略称で番号法といいますが、マイナンバー制度が施行されますので、これに伴い、納付書及び納入書の定義を改正するものです。施行日は、平成28年1月1日です。

この番号法の関係は、今回の改正で随所に出てまいります。例えば、新旧対照表の9ページ中ほどの第51条の改正は、第1号で番号法の施行に伴う個人番号または法人番号の規定の整備を行うもので、10ページの下の方の第63条の2から続けて17ページまで、149条までですけども、の改正は、この番号法の施行に伴う関係であります。したがって、施行日はいずれも平成28年1月1日です。

18ページからは条例附則の改正になります。

19ページを御覧ください。附則第7条の3の2の改正は、町民税における住宅ローン控除の

適用期限を1年6か月延長するものです。施行日は、平成27年4月1日です。

第9条と21ページの第9条の2の改正は、地方団体に対する寄附金、いわゆるふるさと納税の部分で、平成27年4月以降に行うふるさと納税について、町民税所得割の納税義務者が当該寄附金に係る税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、個人の町民税に関する申告書を提出することなく寄附金控除の適用を受けることができるものとするものです。施行日は、平成27年4月1日です。

次に、21ページの下の方の第10条の2の改正を御覧ください。第6項から第12項まであります。例えば、第6項は、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準の割合を5分の3、特定都市再生緊急整備地域にあっては2分の1とし、その対象資産の取得期限を2年延長するものであります。以下、7項から12項まで、関係法律の規定により固定資産税の特例規定を定めるものなどがあります。施行日は、平成27年4月1日です。

25ページを御覧ください。下の方の第11条の改正は、固定資産税の評価替えに伴い、見出しの部分の年度を3年ずらし、平成24年度から平成26年度までとなっているものを平成27年度から平成29年度までとするものです。施行日は、平成27年4月1日です。

26ページの上の方の第11条の2の改正を御覧ください。これも評価替えに伴い、土地の価格の特例を継続するため、対象となる年度をそれぞれ3年ずらすものです。

26ページの下から27ページから29ページにかけての第12条の改正は宅地に対して課する固定資産税の特例、29ページの第13条の改正は農地に対して課する固定資産税の特例、また第15条の改正は特別土地保有税の課税の特例について、対象となる年度をそれぞれ3年ずつずらすものです。施行日は、それぞれ平成27年4月1日です。

30ページの下の方の第16条の改正は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規登録した三輪以上の環境負荷の少ない、すなわち環境性能が高い軽自動車について、平成28年度分に限りではありますが、軽自動車税を軽減するものです。概要を申しますと、第1項の電気自動車等であれば、税率のおおむね75%を軽減するものです。次の第2項と第3項は、ガソリン車等でいずれも平成17年度排出ガス基準75%軽減達成車で、2項は、乗用のものであれば平成32年度燃費基準プラス20%達成車、貨物のものであれば平成27年度燃費基準プラス35%達成車の場合はおおむね50%を軽減し、第3項は、乗用のものであれば平成32年度燃費基準達成車、貨物のものであれば平成27年度燃費基準プラス15%達成車の場合はおおむね25%を軽減するものです。施行日は、平成27年4月1日です。

具体的な税率は、本日お配りしております条例改正資料を御覧ください。一番上のグリーン化特例とある表になります。例えば、3行目の四輪以上の乗用自動車であれば、右から4列目の改正前は1万800円ですが、右から3番目の第1項の電気自動車等であれば2,700円、その右の第2項の基準適合車が5,400円、一番右の第3項の基準適合車が8,100円となります。

新旧対照の方に戻っていただきまして32ページを御覧ください。附則第16条の2の改正は、改正そのものは条文を削除するものですが、内容としては紙巻きたばこ三級品に係る税率に経過措置を設けて税率を引き上げるものです。施行日は、平成28年4月1日です。

具体的な税率等は、先ほどの条例改正資料を御覧いただき、一番下の2のたばこ税の表になります。紙巻きたばこ三級品の銘柄は、資料にあります6種類になります。税率は、1,000本当たり現行2,495円が、平成28年4月から御覧のように平成31年4月までそれぞれ年度ごとに上がります。

新旧対照表に戻っていただきまして34ページを御覧ください。第2条による改正菊陽町条例等の一部を改正する条例になりますが、第1条の改正は、先ほどありました環境性能が高い軽自動車への課税の軽減が新設されたことに伴う改正です。施行日は、平成27年4月1日です。

35ページを御覧ください。附則第1条の改正は、平成27年度分以降の軽自動車税について適用することとされていた原動つき自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期が1年延長されたことに伴う施行期日の規定、これに関連して36ページの第4条の改正は、その経過措置の規定を定めるものです。施行日は、平成27年3月31日です。

具体的な税率は、税率改正資料の真ん中の表を見ていただきたいと思います。例えば、原付の50cc以下は現行1,000円が、その右の今年の4月から2,000円に上がる予定でしたが、その右の今回の改正により1,000円でそのまま、その右の28年4月から2,000円に上がるというふうな内容でございます。網かけの部分が今回の改正に係るものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第19 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第19、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

税務課長、説明を求めます。

○税務課長（阪本章三君） 承認第4号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

承認第4号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

経過を申しますと、地方税法施行令の一部を改正する政令が去る3月31日に公布されました。これに伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

内容は、課税限度額及び保険税の減額の基準についての改正であります。

内容につきまして、2枚めくっていただきますと改正条文がございますが、さらに2枚めくっていただき、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

1ページから2ページの第2条の課税限度額の改正であります。これは、収入の多い世帯が影響してまいります。第2項の基礎課税額は51万円を52万円に、第3項の後期高齢者支援金等課税額は16万円を17万円に、第4項の介護納付金課税額は14万円を16万円に、課税限度額をそれぞれ引き上げるものです。施行期日は、平成27年4月1日です。

2ページを御覧ください。第23条の改正は、国民健康保険税の減額の基準の改正で、収入の少ない世帯に対して減額所得の基準を引き上げることにより軽減の対象を広げるというものです。2ページの各号列記以外の部分の改正は第2条の改正に伴うもので、3ページの下の方の第2号の5割軽減では被保険者1人にかかる金額24万5,000円を26万円に、4ページの下の方の第3号の2割軽減では45万円を47万円に引き上げるものです。施行期日は、平成27年4月1日です。

7ページを御覧ください。菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の第1条の施行期日について、附則第14項の改正規定で「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限り、施行日を平成28年1月1日とするものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 賛成多数です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**追加日程第20 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町民センター設置
条例の一部を改正する条例の制定）**

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第20、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町民センター設置条例の一部を改正する条例の制定）についてを議題とします。

福祉生活部審議員兼子育て支援課長、説明を求めます。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） では、承認第5号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

提案理由は、菊陽町光の森町民センターの菊陽町光の森子育て支援センター内で子どもの一時預かり、いわゆる託児事業でございますが、この一時預かりを実施するに当たり、利用者から利用料を徴収するため、菊陽町町民センター設置条例の一部を改正する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めるものであります。

まず、条例の内容を具体的に説明いたします。

菊陽町光の森町民センターの子育て支援センターは、本年4月1日から子ども・子育て支援新制度、地域子育て支援拠点事業を、国、県の交付金を活用しながら町が民間社会福祉法人に委託しておりまして、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供サービスを無料で実施しておるところでございます。この事業に加えまして、子育て支援センターでは町の単独事業としまして、光の森町民センター内の地域センター及び体育館を利用して学習活動等を行う乳幼児を抱えた利用者の方を支援するために、本条例の制定により、未就園児の一時預かりを利用料を1時間500円として実施するものであります。

では、資料の4枚目の参考資料を御覧ください。

最後のページでございますが、菊陽町町民センター設置条例新旧対照表、右側の改正後（案）の第9条第6項に下線部分、「ただし、子育て支援センター内で実施する子どもの一時預かりの利用料は、別表第5のとおりとする。」を加えます。

さらに、別表第4の次に別表第5を加えるものであります。

最後に、附則において、この条例は平成27年4月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） 5月1日の日に子育て支援センターの方伺いました。16組の方が会員登録という形でされてるそうです。場所的にも左側入りましてワンフロアしかない状態の支援センターだと思うんですけども、どこで託児をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 一時預かりの場所につきましては、子育て支援センターが、あそこのセンターの中の子育て支援室、一般の子育て支援事業と一緒に子どもさんを預かるというところで予定しております。入ったところの左側ですね、あの部屋の中で、通常、大体1週間に5日開設されてます子育て支援事業がありますけど、その中の事業に、子どもたちと一緒に預かって、一緒に加わって、町民センターの学習等を利用される方たちの未就園児の方を預かるということで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 佐々木理美子君。

○5番（佐々木理美子君） そのときのスタッフが約3名だったんですね。正に保育の免許を持たれてる方が2人とスタッフとして1人いらっしゃいましたけども、そのメンバーでできるのか、そして16名以上の方たちがいらっしゃるその中で自分の子どもさんを見ながら見るのか、それともスタッフが専用で見るのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） まず、スタッフのことでございますが、今、民間の社会福祉法人と委託してますのは、2つの事業、いわゆる子育て支援拠点事業、この部分と一時預かりの託児事業、大きく分けて2つやっております。4月1日からにつきましては、先ほど説明しましたように、子育て支援拠点事業の分を1か月以上やっておりますが、今後、あそこの分が事前にまたPRをしながら託児事業はやっていくということで考えておまして、スタッフにつきましては通常の子育て支援事業とはまた別枠で、保育士の資格をお持ちの方を入れて子どもさんを預かるというところで考えております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） ほかに質問ございませんか。

那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 1時間当たりの500円というのはどこからつけられたものかお尋ねしたいです。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 今回、利用料を1時間500円と設定しましたのは、今、菊陽町で有料のボランティアサービス、その中で子育て支援は、言葉としてはファミリー・サポート・センター事業というのがあります。これ菊陽町が実施主体で、今、菊陽

町社会福祉協議会に委託しておりますが、子どもの預かりと送迎等がありますが、この分の利用料というのが1時間500円というところもありますし、近隣の市町村でこうした子どもの預かり事業というのも1時間500円というのが実際ありますので、周りとの均衡を図るという意味でこの料金を設定しております。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 那須さん、もう一回しますか。

（4番那須眞理子君「いいですか」の声あり）

じゃ、那須眞理子君。

○4番（那須眞理子君） 若いお母さんにとりましては、ワンコインですけれども、1時間500円というのと、1時間預けられる人、2時間預けられる人、2時間で1,000円です。1,000円というのと、時給今七百幾らの基本給があると思いますけれども、私から考えると、若いお母さんが子どもを夜遅くまで預けて、ワンコインではありますけれども、他の町村に合わせてするということじゃなくて、町に合った、少しでも安い、他の町村なら500円、じゃあ我が町村では450円にしましょうとか、50円違うだけでもお母さんにとってはとても大事なことだと思うんです。ですから、ぜひそれを今後は考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊裕之君） 今のは要望でよろしいですか。

（4番那須眞理子君「要望です」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

北山正樹君。

○9番（北山正樹君） お尋ねをしますが、まず現在16名という子どもさんがいるということですが、一時預かりですから、ある行事があるとしました、その地域で。じゃあ私も預けましょうというところで、人数的なもののオーバーをすとかという、一時的にですけど、そういうときにどのような調整をするのかということがまず第1点。

それと、第2点ですが、1時間未満の端数が出た場合は繰り上げるんですね。この辺のところの考え方をどのようにするかですけど、例えば1時間1分のときは2時間分取るのか、その辺のところも、切り上げっていうのはその辺のところをもう少し明確にといいますか、納得が得られるっていう条例案にした方がよろしいんじゃないかと思いますが、その2点についてお尋ねします。

○議長（渡邊裕之君） 子育て支援課長。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長（宮本義雄君） 光の森町民センターの託児につきましては、利用定員は5人以内のところを考えております。対象は、これは満1歳3か月から小学校就学前の子どもということですので、いわゆる未就園児になります。子どもさんが1歳から5歳ということで、集団訓練ができてないということで、いろいろなお子さんがいらっしやいますから、世話する方もなかなか大変なところがあります。あとは、子育て支援事業の中で利用

の分もありますが、利用定員を5人として、そのときの状況に応じて利用日の定員を変更することは考えております。これは事前に、利用の3日前までにセンターに申し込んでいただくということで考えておりますので、そここのところの事前3日前にいろんな行事があれば調整はするところで考えております。先ほど申しましたように、ある程度人数は、希望があつて全部というわけにはなかなかいきませんので、1歳から5歳って非常にそれぞれ乳幼児の特性がありますから、今回こうした子育て支援センターを設けて託児というのは初めての事業でございますので、いろんなところでまず試行錯誤しながらやっていって実績をつくって、そしてまた先ほど異議があつたように、検討すべきことは検討していって改善していくということで考えております。

以上です。

(9番北山正樹君「端数切り上げについては」の声あり)

○議長(渡邊裕之君) そのままどうぞ。

○福祉生活部審議員兼子育て支援課長(宮本義雄君) 今ありましたように、1時間1分だから、端数というのは、そこは非常に人情的に厳しいと思いますので、ある程度、1時間の中で大まかに、かなり過ぎてるということであれば当然切り上げていきたいと思いますが、そこは最初はやりながら、時間厳守をしてくださいと、協力をしてくださいというところで最初はPRをしていきながら、そしてある程度そこが定着してきたら時間厳守でやっていくと思いますけどもですね。ですから、最初からびしっとということよりも、ある程度柔軟な時間の捉え方ということで考えております。

以上です。

○議長(渡邊裕之君) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(渡邊裕之君) 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第21 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定)

○議長(渡邊裕之君) 追加日程第21、承認第6号専決処分の承認を求めることについて(菊陽町

介護保険条例の一部を改正する条例の制定) についてを議題とします。

介護保険課長、説明を求めます。

○介護保険課長(市原憲吾君) 皆さんこんにちは。

承認第6号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明を申し上げます。

承認第6号、菊陽町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

菊陽町介護保険条例につきましては、3月の議会定例会において平成27年度から平成29年度までの保険料率の改定を行ったところでありますが、低所得者の第1号保険料の軽減強化を行う改正介護保険法施行令が本年4月10日に公布されましたので、それに伴い、菊陽町介護保険条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、資料の4枚をめくっていただきまして参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思いますが、あわせて、本日お手元にお配りしております1枚のA4の保険料の一覧表も御覧いただきたいと思っております。

第2条において、第1号被保険者の所得段階に応じた保険料率を定めており、第1項第1号は3万4,200円としているところでありますが、資料の3ページのところで第2項を追加し、前項第1号に掲げる保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を、同号の規定にかかわらず3万780円と定めるものであります。

最後に、前から3枚目の改正条文に戻っていただきまして、附則の部分で、第1条の施行期日につきましては公布日から施行することとし、第2条の経過措置では、本条例第2条第2項の規定は平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しないこととするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(渡邊裕之君) 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(渡邊裕之君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。  
しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午後3時1分

再開 午後3時9分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（渡邊裕之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

町長から、同意第1号菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第22として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

それでは、議案審議に入ります前に町長の提案理由の説明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） それでは、追加日程、同意第1号菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

ただいまお配りいたしました同意第1号は、菊陽町監査委員の選任についてであります。

本件は、議会選出の監査委員が平成27年5月1日をもちまして任期を満了されましたので、現在欠員になっています。このため、新たに議会選出監査委員として吉山哲也氏を選任するものであります。御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊裕之君） 町長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第22 同意第1号 菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長（渡邊裕之君） 追加日程第22、同意第1号菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、吉山哲也君の退場を求めます。

〔8番 吉山哲也君 退席〕

○議長（渡邊裕之君） 総務部長、内容の説明を求めます。

○総務部長（吉野邦宏君） それでは、同意第1号菊陽町監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて説明いたします。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第197条におきまして、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期によると規定されております。これまでの議員のうちから監査委員の選任については、平成27年5月1日をもって任期が満了となっております。このため、新

たに選任する必要がありますので、今回、吉山哲也様の選任に対する同意をお願いするもの
あります。

吉山様は昭和29年8月24日生まれで、住所は菊陽町大字馬場楠11番地2でございます。よろ
しくお願いいたします。

○議長（渡邊裕之君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡邊裕之君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

同意第1号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（渡邊裕之君） 全員賛成です。したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決
定しました。

吉山哲也君の退場を解きます。

〔8番 吉山哲也君 入場〕

○議長（渡邊裕之君） 吉山哲也君に告知します。

ただいま監査委員に選任されましたので、お知らせします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで平成27年第2回菊陽町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後3時14分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会臨時議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議長 渡 邊 裕 之

菊陽町議会副議長 甲 斐 榮 治

菊陽町議会議員 大 久 保 輝

菊陽町議会議員 阪 本 俊 浩

菊陽町議会会議録  
平成27年第2回5月臨時会

平成27年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 渡邊 裕之

編集人 菊陽町議会事務局長 堀 行徳

印刷 株式会社 きょうせい九州支社

電話 (092) 831-0700 (代表)



菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800

電話(代)(096) 232-2111

議会事務局TEL (096) 232-4919